

水質保全対策事業（一般型）

1. 趣 旨
農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、良質な農業用水の確保等を図る。
2. 事業の内容
 - (1) 農業用排水施設整備
水質を浄化し、障害を除去するために行う農業用排水施設その他施設の整備等（用排水路の分離等）
 - (2) 水質保全施設整備
農村地域の水質保全を図るために必要な浄化水路、曝気施設等の浄化施設整備等
 - (3) 農村環境施設整備
農村の快適な生活環境を保全するための施設整備で、(1) (2)の事業と併せ行うもの
 - (4) 特認事業
地方農政局長が特に認める事業
 - (5) 先導的モデル事業
新技術を導入した工事を実施し、当該技術の活用と普及を行うもの
3. 事業主体等
 - (1) 事業主体 都道府県 団体
 - (2) 補助率 1 / 2
 - (3) 採択基準 県営：受益面積の合計がおおむね20ha以上
団体：受益面積の合計がおおむね10ha以上
4. 平成18年度概算決定額
656,000(1,004,000)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

水質保全対策事業（一般型）

1. 趣 旨
農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、良質な農業用水の確保等を図る。
2. 事業の内容
 - (1) 農業用排水施設整備
水質を浄化し、障害を除去するために行う農業用排水施設その他施設の整備等（用排水路の分離等）
 - (2) 水質保全施設整備
農村地域の水質保全を図るために必要な浄化水路、曝気施設等の浄化施設整備等
 - (3) 農村環境施設整備
農村の快適な生活環境を保全するための施設整備で、(1) (2)の事業と併せ行うもの
 - (4) 特認事業
地方農政局長が特に認める事業
 - (5) 先導的モデル事業
新技術を導入した工事を実施し、当該技術の活用と普及を行うもの
3. 事業主体等
 - (1) 事業主体 都道府県 団体
 - (2) 補助率 1 / 2
 - (3) 採択基準 県営：受益面積の合計がおおむね20ha以上
団体：受益面積の合計がおおむね10ha以上

【担当課：農村振興局整備部防災課】